



税理士国保の給付・補助金制度

税理士国保組合では保険給付や補助金など様々な制度を設けております。他の健保組合とは異なる内容のものもございますので、参考資料に活用ください。特にお問い合わせをいただくことが多いものを一部抜粋します。（※全ての制度の詳細についてはホームページをご覧ください）

出産育児一時金

被保険者が出産したとき(妊娠 85 日以上の死産・流産も含む)、支給されます。



税理士・勤務税理士	490,000 円
職員	420,000 円
家族	420,000 円

葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行う方(喪主)に支給されます。



税理士・勤務税理士	150,000 円
職員	120,000 円
家族	100,000 円

傷病手当金

組合に1年以上加入している組合員が、医療機関に入院したとき、又は、介護療養型施設に入所したとき、支給されます。



※6日目から起算して55日まで

税理士・勤務税理士	日額 8,000 円
職員	日額 6,000 円

保養所利用補助金

組合と契約している保養所に宿泊した場合、1会計年度(4月から3月まで)1人5泊を限度とし、次の額が支給されます。



税理士・勤務税理士	5,000 円 / 1泊
職員	4,000 円 / 1泊
家族	2,000 円 / 1泊

人間ドック等補助金

10,000 円以上(消費税含)の健診を受けた場合、1 会計年度(上記と同じ)1 回、次に掲げる金額の範囲内で支給されます。

※巡回健診で補助金利用した場合も 1 カウント



税理士・勤務税理士	40,000 円
職員	30,000 円
家族	20,000 円

定期健康診断補助金

10,000 円未満(消費税含)の健診を受けた場合、1 会計年度(上記と同じ)1 回、次に掲げる金額の範囲内で支給されます。

※特定健診の対象者は除く



税理士・勤務税理士 職員及び家族	5,000 円
---------------------	---------

インフルエンザ予防接種補助金

インフルエンザの予防接種を受けた場合、1 会計年度何回でも、次に掲げる金額の範囲内で支給されます。

※1,000 円未満(消費税含)の自己負担は対象外



税理士・勤務税理士 職員及び家族	2,000 円 / 1 回
---------------------	---------------

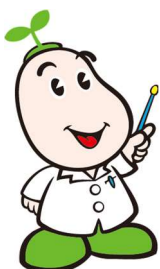
肺炎球菌・水痘・流行性耳下腺炎予防接種補助金

各予防接種を受けた場合、1 会計年度何回でも、次に掲げる金額の範囲内で支給されます。

※水痘予防接種には帯状疱疹予防ワクチン(50 歳以上)も含む



税理士・勤務税理士 職員及び家族	4,000 円 / 1 回
---------------------	---------------



こちらのQRコードをスマートフォンで読み込むと組合HPへアクセスできます。

作成：関東信越税理士国民健康保険組合

さいたま市大宮区桜木町 4-376-1

TEL:048-631-2211 FAX:048-644-3030